

諫早市長 宮本 明雄 殿

平成25年2月7日
(協) 日本接骨師会会員
長崎日接会
会長 川口 陸郎

健康福祉部こども支援課の乳幼児医療助成制度 に関する適正化指導の要望

* 要望の趣旨

諫早市乳幼児医療助成に関して、医師には「償還払い」の負担軽減・煩雑手続き解消の趣旨から「現物給付扱い」を行っています。だが、柔道整復師（以下「整復師」という）には対象外として償還払いを据え置き当制度から疎外しているこども支援課（以下「担当者」という）に、すみやかに整復師もこの対象とされ全ての市民患者に対して受診時の利便性向上を図る制度改革となるよう指導を賜いますよう要望します。

* 要望の理由

乳幼児医療助成制度の本旨が市民患者のためにあることは論を待ちません。全国の多くの都道府県、区市町の同様制度事業も受給者（以下「患者」という）の保護便益確保の見地から代理受領委任払い取り扱いとされています。そして、いずれも整復師医療もこの適用対象とされています。制度の本旨が特定資格者のためではなく国民のためであることを鑑みての取り組みです。長崎県も支援するとしていますが、その具体的実施については当該市町の裁量に任せてあるとしています。しかし、その自由な立場といえども公序良俗に反するような自由は該当しないと言えます。則ち諫早市が行政の適格性を損なうような、差別行政を行うような問題を惹起することは厳に慎むべき注意であると考えます。

諫早市では、標記制度に関して同じ傷病（例、捻挫、打撲等）の診療にあたり、医師受診時は現物給付扱い（代理受領委任払い）とし、整復師受診時は未だ償還払いとされています。これは、患者からは負担や煩雑などの理由により心ならずも助成金の請求を放棄しがちです。このようなことが続くと患者への精神的受診抑制や不便さの強要、さらに当制度に対する不信感も現れます。この不信は単に金額の問題だけではなく、むしろ僅少額といえども医師では無料とされるものが整復師医療受診では自己負担とされ、償還払い扱いの面倒から放棄することの残念さも増大し、ついには整復師そのものの根本に対する不信につながる問題です。この不信は助成の額にとどまらず社保や国保など基本的保険制度や業務へも波及拡大します。ひいては整復師医療選択を躊躇・放棄するようなことにもつながります。整復師からみると差別行政に起因した医師斡旋と整復師排除となり行政が結果的に依怙贖眉を行うことになり、このことは行政の公正・公平・平等の本旨に悖るものです。本件制度が市民の税金によって賄われていることを考慮すればその活用実態としての偏向行政が、患者を特定資格者のための斡旋などどすることが厳禁なのは当然であります。因みに全国各地では国が進める子育て支援政策の推進から次々と改められているのが現状です（別添参照）。